

変更契約書（第2回）

全国知事会代表者会長平井伸治（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会代表者会長中川俊男（以下「乙」という。）との間に令和3年2月12日付けで締結し、令和3年6月25日付けで変更契約を締結した「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（以下「原契約書」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

1 原契約書第6条を次のように改める。

（委託料の請求及び支払いに係る手続）

第6条 丁は、丙に対して本委託料を請求する場合には、次の各号に定める提出先に対して、実施月の翌月10日までに、本委託業務実施の実績を実施した月ごとに取りまとめた上で、当該各号の提出先に対して、それぞれ当該各号に規定する提出物を提出する。

一 丁の所在地である丙を住所地（住所を有しない場合は居住地。以下同じ。）とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料
提出先：丁の所在地である丙

ただし、丙が別に指定する場合はこの限りではない。

提出物：別途指定される請求書及び予診票

二 丁の所在地である丙以外を住所地とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料

提出先：丁の所在地を所管する別途指定される代行機関（以下「本代行機関」という。）

提出物：別途指定される総括請求書、市区町村別請求書及び予診票

2 丁は、前項第2号に該当する場合において、やむを得ない事情により丁の所在地を所管する本代行機関を通じた本委託料の請求を行うことができない場合又は丙が別に指定する場合には、当該本委託料に係る本予防接種を実施した接種対象者の住所地である丙に対して当該本委託料を直接請求すること、又は当該丙が別に指定する者に対して提出物を提出することができる。

3 丙は、前二項に基づく請求を受けた場合において、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌末日までに、丁に対して、当該請求に係る本委託料を支払う。

4 前項に基づく本委託料の支払いのうち、第1項第2号に基づく請求に係るものについては、丁の所在地を所管する本代行機関を通じて行う。

5 丙は、本代行機関との間で別途本委託料の請求及び支払並びにそれに関する業務の一部を委託する契約（以下「本代行契約」という。）を締結する。

丁は、丁の所在地を所管する本代行機関に対して、別途指定される方法により、自らに支払われる本委託料に係る支払先情報をあらかじめ提供する。

丙は、第4項に基づき本代行機関を通じて本委託料の支払いが行われる場合には、本代行機関に対して、本代行契約所定の委託事務手数料を支払う。

8 丙は、第1項及び第2項に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った丁に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。

9 第1項第2号に基づく請求に係る前項の返還請求については、丙は本代行機関を通じて行うことができる。

- 10 丁が丙に返還を行った場合において、当該返還対象となった本予防接種に関して未受領の本委託料がある場合には、丁は該当する丙に対して、適切な本委託料を請求することができる。
- 11 前項の請求については、第1項から第7項までの規定を準用する。

2 原契約書に次の附則を加える。

附 則

(令和3年11月30日以前の実施分に係る本委託料の請求及び支払いに係る手続)
第1条 第6条の規定にかかわらず、丁は、丙に対して令和3年11月30日以前の実施分に係る本委託料を請求する場合は、以下の第一号及び第二号に定める提出先に対して、当該実施月の翌月10日まで(令和3年2月実施分及び同年3月実施分に係るものについては、令和3年4月1日から同月12日まで)に、本委託業務実施の実績を実施した月ごとに取りまとめた上で、次の第一号及び第二号の提出先に対して、それぞれ第一号及び第二号に規定する提出物を提出するとともに、第三号に係る本委託料については、同号の提出先に対して同号に規定する提出物を第12項に定めるところにより提出する。

一 丁の所在地である丙を住所地(住所を有しない場合は居住地。以下同じ。)とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する別紙5の①から③までについての本委託料

提出先：丁の所在地である丙

ただし、丙が別に指定する場合はこの限りではない。

提出物：別途指定される請求書及び予診票

二 丁の所在地である丙以外を住所地とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する別紙5の①から③までについての本委託料

提出先：丁の所在地を所管する別途指定される代行機関(以下「本代行機関」という。)

提出物：別途指定される総括請求書、市区町村別請求書及び予診票

三 丁において実施した本予防接種に関する別紙5の④及び⑤についての本委託料

提出先：丁の所在地である丙

提出物：別途指定される請求書及び実績報告書

2 丁は、前項第二号に該当する場合において、やむを得ない事情により丁の所在地を所管する本代行機関を通じた本委託料の請求を行うことができない場合又は丙が別に指定する場合には、当該本委託料に係る本予防接種を実施した接種対象者の住所地である丙に対して当該本委託料を直接請求すること、又は当該丙が別に指定する者に対して提出物を提出することができる。

3 丙は、前二項に基づく請求を受けた場合において、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌末日までに、丁に対して、当該請求に係る本委託料を支払う。

4 前項に基づく本委託料の支払いのうち、第1項第2号に基づく請求に係るものについては、丁の所在地を所管する本代行機関を通じて行われる。

5 丙は、本代行機関との間で別途本委託料の請求及び支払並びにそれに関する業務の一部を委託する契約(以下「本代行契約」という。)を締結する。

- 6 丁は、丁の所在地を所管する本代行機関に対して、別途指定される方法により、自らに支払われる本委託料に係る支払先情報をあらかじめ提供する。
- 7 丙は、第4項に基づき本代行機関を通じて本委託料の支払いが行われる場合には、本代行機関に対して、本代行契約所定の委託事務手数料を支払う。
- 8 丙は、第1項及び第2項に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った丁に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。
- 9 第1項第二号に基づく請求に係る前項の返還請求については、丙は本代行機関を通じて行うことができる。
- 10 丁が丙に返還を行った場合において、当該返還対象となった本予防接種に関して未受領の本委託料がある場合には、丁は該当する丙に対して、適切な本委託料を請求することができる。
- 11 前項の請求については、第1項から第7項までの規定を準用する。
- 12 丁は、別紙5の④及び⑤の適用期間分を取りまとめた上で、適用期間終了月の翌月末までに請求を行う。この場合において、丙は、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末までに、丁に対して、当該請求に係る委託料を支払う。ただし、別途丙と丁との間で指定する場合を除く。

(別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票による本委託料の請求及び支払いに係る手続)

第2条 前条の規定は、丁が、丙に対して別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票によって本委託料を請求する場合に準用する。この場合において前条第1項中「令和3年11月30日以前の実施分に係る」とあるのは「別紙5の④及び⑤の請求を行うことができない予診票によって」と、同条第12項中「適用期間分を」とあるのは「実績を実施した月ごとに」と、「適用期間終了月の翌月末」とあるのは「当該実施月の翌月10日」と読み替えるものとする。



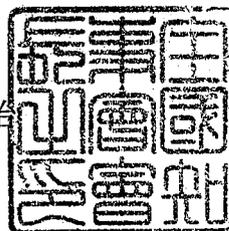
本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有することとし、その写しを甲は丙に、乙は丁に、それぞれ通知する。

令和3年(2021年) 11月25日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

代表者 会長 平井 伸治



乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 中川 俊典

